

大和市告示第56号

大和市企業活動促進支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月20日

大和市長 大 木 哲

大和市企業活動促進支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市企業活動促進支援事業補助金交付要綱（平成22年大和市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の要件」を削る。

第4条の見出しを「（補助事業）」に改め、同条中「補助の対象となる展示会等（以下「補助事業」という。）」を「補助事業」に改め、「の要件」を削り、「ものと」を「展示会等の実施と」に改め、同条第1号中「国内の」を削る。

第7条中「補助対象者は、補助金の交付を受けようとするとき」を「申請者」に改める。

第8条中「補助対象者」を「申請者」に改める。

第9条第1項中「補助対象者」を「補助事業者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「申請者」を「補助事業者」に改める。

第10条中「補助金の交付決定を受けた補助対象者」を「補助事業者」に改める。

第11条中「補助対象者」を「補助事業者」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。